

平成 17 年度環境技術実証モデル事業検討会  
 有機性排水処理技術ワーキンググループ会合（第 2 回）  
 議事のポイント

1. 実証項目、実証方法等について

2 ページ（実証試験要領案におけるページ）

- ・ コストの評価は重要である。ただし地域差等により評価が難しい場合に備え、「可能な限り」等と注釈を付ける。

試験要領 P2 を次のように修正。

「運転に必要なエネルギー、物資、廃棄物量及び可能な限りコスト」

15 ページ

- ・ 「におい、騒音の測定」について所見程度としているが、におい、騒音の評価は現場において重要である場合があることから、申請者の希望に応じ測定することとすべき。また、測定を実施する場合には、実証機関は実証試験計画に測定方法を明記することとする。

試験要領 P15 に次のように追記。

「なお、汚泥、騒音及びにおい等について測定を行う場合には、その方法も実証試験計画に記載する。」

18 ページ

- ・ 「試料の採取」に関して「JISに従って」となっているが、JISの種類を明記すべき。

試験要領 P18 に JIS 番号を明記する。

2. 手数料の設定と徴収について

29～32 ページ

- ・ 辞退の場合、使用しなかった手数料を返却することとなっているが、返却せずに技術の改善点等を研究するというのも一案である。

辞退の場合の手数料の返却については、実証機関と申請者の協議の上決定できることとする。

具体的には、辞退の場合、申請者はそれまでに要した費用を負担するとともに、実証機関はそれまでに得られた試験データを申請者へ提供する。また、手数料残額の取扱については、実証機関は申請者と協議の上、返却するか、返却せずに引き続き技術の改善点等の研究にあてるかを定めることができることとする。

- ・ 計画策定時に額が決まるとのことだが、計画は試験途中で変わるものである。試験項目の柔軟な追加等を妨げないようにすべき。

実証機関及び実証運営機関は、実証試験計画の策定後、申請者が納付すべき手数料額を確定する際に、実証試験計画が途中で変わりうること、それによって手数料額に変更があり得ることを、申請者と事前に確認しておくとともに、変更の必要が発生した際には、申請者と協議の上対応することとする。

- ・ 手数料に「一般管理費」は含まれないのか。

必要に応じ、手数料に一般管理費を含めることができることとする。  
試験要領P30、31に、次のように追記。  
「実証機関は、必要に応じ、一般管理費を含めることができる。」

7ページ

- ・ 試験途中での辞退について、「止むをえない場合」等として、辞退に制限を加える必要がある。

手数料を取る以上は、制限を加えることは難しいため、限定はしないことにするが、申請者が辞退を希望した場合の手続きを試験要領で明確にする。



上記4点を踏まえ、試験要領P29を修正するとともにP32に「実証試験の変更又は中止について」の項目を追加する。本項目に、次の内容を記述する。これに伴い、P6、7の辞退に関する記述を整理する。

- ・ 実証試験の変更又は中止における手続き
- ・ 手数料残額、実証試験データの取扱について

39ページ

- ・ 申請者が負担できる手数料額の範囲を把握するための方法について。

試験要領P39（申請書）に記述欄を設ける。

### 3．事業の実施体制について

3ページ

- ・ 環境技術実証モデル事業検討（モデル事業検討会）は環境省、分野別ワーキンググループ（WG）は実証運営機関が設置運営することとなるが、WGがモデル事業検討会の下部組織であることを明確にするべき。

事業実施要領において、WGの定義に、モデル事業検討会を補佐する旨を記述する方向で検討中。

また試験要領P3について実証機関、WG、環境省の関連が明確になるよう、次のように修正。

「実証試験結果報告書は、実証運営機関に提出され、環境技術実証モデル事業検討会有機性排水処理技術ワーキンググループ（以下、ワーキンググループ）において、実証が適切に実施されているか否かが検討される。その後実証運営機関から環境省に提出され、環境省はワーキンググループにおける検討結果等を踏まえ、承認する。承認された実証試験結果報告書は、環境省の環境技術データベース等で一般に公開される。」

その他

- ・ 技術者の育成という観点から、試験がうまくいかずに辞退したことまで明らかにする必要はない。技術の公表は、報告書がまとめられた時点でよいのではないか。

技術名の公表は技術選定時点でする必要はないこととする。